

第3章 推進計画について

1 推進計画の基本的考え方

ア 計画策定の趣旨

平成 21 年 4 月、これまでの福祉のまちづくり条例をユニバーサルデザインの理念に基づく条例とし、施行する予定です。これにより、すべての人が安全、安心、快適に暮らし訪れることができるまちづくりの実現に向け、さらに大きな一歩を踏み出すことになります。

この計画は、新たな条例に基づきかつ条例の理念を踏まえて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定します。

イ 計画の位置づけと計画期間

この計画は、福祉のまちづくり条例に基づき策定するもので、都における福祉のまちづくりの推進にかかわる福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策を盛り込んだ計画です。

計画期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間を対象としています。

計画の策定にあたっては、「10 年後の東京」計画^{*7}をはじめ、福祉のまちづくりを推進する上で必要な関連施策や他の計画との整合性を図っています。

ウ 計画の内容、事業数

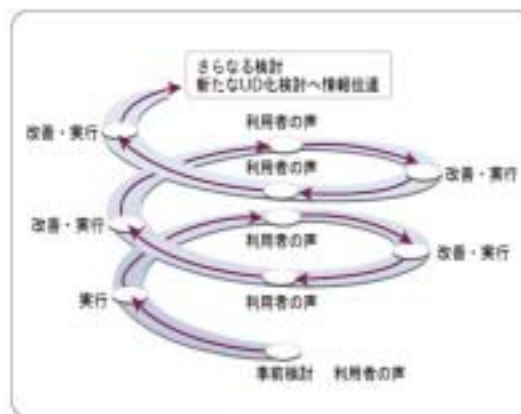
この計画の範囲は、条例に規定されているものだけでなく、災害対策や地域における防犯などの安全・安心にかかわる施策などについても盛り込んでおり、掲げた事業は 112 事業です。（計画期間内で終了する予定の事業も含みます。）

なお、各年度の取組については、社会経済状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直していきます。

エ 計画の進行管理

福祉のまちづくりを効果的に推進するため、計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけでなくプロセス（過程）も重視し、事業者や都民の参加のもと、検証及び定期的な評価を行い、その結果に基づいて新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組みによる進行管理を行います。（図 14）

図 14 スパイラルアップの仕組み(イメージ図)



^{*7} 「10 年後の東京」計画：都が 2006 年 12 月に策定した、2016 年の東京を見据えた都市戦略である「10 年後の東京」及び、その目標を実現するための実行プログラムをあわせたもの。

2 福祉のまちづくり施策の体系

すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目指し、都は福祉のまちづくりの5つの基本的視点を柱として、14の戦略に基づく施策を総合的、計画的に展開していきます。また、以下の考え方に基づき、特に重点的に取り組むべき戦略6つを重点戦略として位置づけました。

- これまでの取組により、鉄道駅や公共交通機関のバリアフリー化は着実に進展しています。しかし、高齢者や障害者等移動制約者にとっては、家から駅に行くまでの移動や日常生活の中での地域の移動はまだ困難な状況にあるため、今後より一層の整備をしていく必要があります。



重点戦略1 快適な移動を支える整備

- 福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法の施行により、公共建築物をはじめとする大規模建築物については、バリアフリー化は進んでいますが、都内の大多数を占める既存の建築物のバリアフリー化はまだ十分とはいえないため、その促進策が必要です。



重点戦略2 身近な建築物におけるバリアフリー化の整備促進

- 高齢者や障害者を含めたすべての人の生活の基盤となる住宅についても、バリアフリー化の促進など、今後十分な取組が必要です。



重点戦略3 住宅の整備の推進

- 東京は、首都直下型地震がいつ発生してもおかしくない時期にきており、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者に対する災害の備えや、災害発生後の支援策の整備は喫緊の課題となっています。



重点戦略4 自然災害への備え及び対応

- そうした災害時も含め、高齢者や障害者、外国人など、情報バリアを有する人、情報を得にくい状況にある人への、わかりやすい情報提供の取組も必要です。



重点戦略5 わかりやすい情報提供

- そして、こういった取組を行う上で、根底に必要とされているのは、人々の多様性への理解や他者を思いやる心の醸成など、福祉のまちづくりへの理解と協力です。



重点戦略6 都民等への普及・啓発の充実

21世紀の福祉のまちづくりを進める上で、これらの課題を重点的に取り組むべき課題として認識し、重点戦略として位置付けることで、より機動的に政策展開を図っていきます。

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進
すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり

1 だれもが円滑に利用できるバリアフリー化

＜戦略1＞快適な移動を支える整備

重点戦略1

＜戦略2＞身近な建築物におけるバリアフリー化の整備促進

重点戦略2

＜戦略3＞生活の基盤となる道路等の整備

＜戦略4＞憩いの場である公園・河川の整備

＜戦略5＞面的整備による総合的なまちづくりの推進

2 すべての人の生活への支援

＜戦略6＞住宅の整備の推進

重点戦略3

＜戦略7＞社会参加の推進

3 安全、安心に暮らせる地域社会

＜戦略8＞安全性確保の体制整備

＜戦略9＞自然災害への備え及び対応

重点戦略4

4 東京の魅力を楽しめるまちづくり

＜戦略10＞わかりやすい情報提供

重点戦略5

＜戦略11＞魅力向上に向けた整備

5 福祉のまちづくり推進のための基盤づくり

＜戦略12＞都民等への普及・啓発の充実

重点戦略6

＜戦略13＞福祉のまちづくり推進のための
仕組みづくり

＜戦略14＞思いやりの心の醸成・教育の推進